

2025 年度「立命館大学＋R 学部奨学金」経営学部 選考要項

はじめに

本奨学金制度は、学部の教学的取組みおよび教学目标に関連した取り組みにおいて、優れた成果をあげたと認められる学生を励ますことにより、学業の奨励および有為な人材の育成資することを目的としている。

経営学部では、本要項に基づき募集・選考を行う。

1. 経営学部が＋R 学部奨学金において求める学生像

- (1) 経営学の専門教育・教養教育・外国語教育などのこれまでの学びを基礎として、学習の発展を追求しようとする学生
- (2) ビジネスに関する問題発見・課題解決を図る学生
を支援したいと考えている。

2. 表彰の種類

以下 2 種類の部門で募集を行う。

- ①「経営学」部門 ②「難関試験」部門

①「経営学」部門

大学入学後、在学中に取り組んだ内容に対する選考とする。大学入学前の取り組みは、申請対象外とする。自己研鑽等、個人で完結する取り組みではなく、外部で評価を受けた取り組み（学外ゼミナール大会等での受賞）や経済・社会や第三者への貢献を目指した取り組みの成果であることが望ましい。同一内容での複数回申請は認めない。

②「難関試験」部門

大学入学後において、以下の検定試験に合格した学生に対して奨学金を付与する。

- 中小企業診断士 2 次試験
- 日商簿記検定試験 1 級
- USCPA（米国公認会計士）各科目

3. 採用人数

No	部門	人数(春・秋)
①	「経営学」部門	年間 10 名程度
②	「難関試験」部門	年間 20 名程度

*春学期・秋学期それぞれ採用を行う。

*本奨学金は、同一年度内で 1 回まで受給することができる。

ただし USCPA のみ同一年度内に別科目に合格した場合は重ねて受給することができる。

*2 つの部門に同時申請することは認めない。

*「経営学」部門は、内容によっては不採用となる可能性がある。

4. 募集

春・秋それぞれ1回募集を行う。詳細は8. 応募方法参照。

5. 給付金額・受給上限

①「経営学」部門

1人あたり、内容によって30,000円、50,000円、100,000円の給付を行うこととする。

②「難関試験」部門

経営学部に関連している以下3種類の難関試験合格者に対して奨励を行う。

- 中小企業診断士2次試験：1人あたり、一律50,000円。
- 日商簿記検定試験1級：1人あたり、一律50,000円。
- USCPA（米国公認会計士）各科目合格者：1人1科目あたり、一律30,000円

6. 出願資格

+R学部奨学金に出願できる者は、次の資格を満たす者とする。

- (1) 2回生以上
- (2) 出願時に在学している者
- (3) 以下の成績基準を満たす者

春学期選考時：前年度秋学期累積GPAが学年の平均点以上

秋学期選考時：選考時の当年度春学期累積GPAが学年の平均点以上

※それぞれ出願時の前学期に休学等で在学していなかった場合は、その前に在学していた学期の累積GPAで判断する

- (4) 立命館大学学則第57条による停学の懲戒を受けた者は、懲戒の期間が含まれる年度の出願をすることはできない。

7. 応募方法

奨学金の受給を希望する者は、期日までに所定の出願書類を提出すること。

(1) 提出物

部門	提出物
①「経営学」部門	1) 出願資料(活動実績を含む) 2) 取り組みの成果を確認できる資料、またはコピー (例)賞状等 3) 「学部の教育目標との関連」、「取り組み内容」をまとめた資料(A41枚程度)
②「難関試験」部門	1) 出願資料 2) 氏名・受験日が確認できる「合格証明書」を提出すること。

(2) 提出期間

◆春学期：5月13日(火)～5月26日(月)17:00

◆秋学期：10月28日(火)～11月10日(月)17:00

(3) 提出先

A棟1階学びステーション窓口(予定)

8. 選考基準および方法

「経営学」部門においては、以下の選考基準を参考に書類選考を行い、総合評価を行う。

(1) 学部教育目標との関連性

(2) 外部評価を受けた取り組み内容（参加者規模や表彰内容）

「難関試験」部門は、検定試験合格に関する確認を行う。

9. 結果の通知

奨学生に対して、受給の決定および受給の手続きを「manaba+R」にて通知する。

■春学期：7月1日（火）13:00 ■秋学期：12月2日（火）13:00

10. 奨学生の公表

・学科・氏名を「manaba+R」、ホームページ（学内のみ）で公表する。

・「経営学」部門で奨励された取り組みは、取り組み内容を「manaba+R」で公表する。

11. 奨学生に求める役割・義務等

奨学生は、以下のことを行うことを義務づける。

・大学から求められた場合、活動報告会等における発表（ポスター発表等）

12. 給付方法

手続きを完了した者に対して、給付金額全額を一括して給付する。

給付は、本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

13. 給付の取消

学籍を失ったとき、停学の懲戒を受けたとき、正当な事由なく奨学生としての義務を果たさなかったときなどには、給付を取り消し、返還を求めることがある。詳細は、規程を確認すること。

14. 他の学内奨学金との併給について

学外奨学金との併給可否については、各奨学金の規程等を確認すること。

以上